

勝浦町農業委員会 告示第3号

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号の規定により、別段の面積（下限面積）を次のように定め、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月25日

勝浦町農業委員会
会長 小山 善昭



農業法施行規則第17条第1項による区域

区 域	下限面積
町内全域	40アール

農地法施行規則第17条第2項による区域（筆指定）

区域	下限面積
次の要件全てに該当し農業委員会が指定した農地 （1）譲受人名義または譲受人名義となることが確実な土地に隣接またはそれに準ずる農地 （2）遊休農地若しくは遊休化の恐れのある農地 （3）集団的な農地利用に支障のない農地	0.01アール (1㎡)